

社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査実施方針

第1 指導監査実施基本方針

社会福祉法人及び社会福祉施設（以下「法人及び施設」という）に対する指導監査に当たっては、「社会福祉施設等指導監査実施要綱」及び「北海道社会福祉法人指導監査実施要領」に基づくほか、次の事項を基本として、効果的、かつ効率的に行うものとする。

- 1 法人及び施設の指導監査は、本方針第2に定める「重点事項」及び第3による「主眼事項及び着眼点」に基づき実施する。
- 2 法人及び施設の指導監査は、適正な法人運営と事業の執行及び適切な入所者（児）処遇の確保と職員の労働環境の改善を図ることを主眼として実施する。
- 3 法人及び施設の指導監査に当たっては、それぞれの法人及び施設の創意と自主性を尊重し、形式的、画一的指導に陥らないよう配慮する。
- 4 新設された法人及び施設を創設した法人の指導監査に当たっては、施設整備に係る会計経理の状況及び評議員会・理事会における審議状況について重点的に実施する。
- 5 本庁が所管する法人が運営する施設の指導監査に当たっては、本庁の法人指導監査と合同で行うように努め、緊密な連携のもとに効果的に実施する。
- 6 法人及び施設の指導監査及び指導監査結果の処理に当たっては、関係する本庁各課及び総合振興局・振興局等と十分な連携のもとに実施する。
- 7 不祥事の発生や、実地指導の結果、重要な指導改善事項のある法人及び施設については、関係する本庁各課及び総合振興局・振興局等は連携を密にし、指導監査は一般監査に止まらず、随時指導監査（施設指導監査のみ）及び特別監査を実施するなど、改善が図られるまで重点的かつ継続的に指導監査を実施する。
- 8 不祥事の原因となった事項や重要な指導改善事項について、度重なる指導にも関わらず改善されないときは、その事情を十分検証した上で、必要な場合は改善を命じることとする。
- 9 関係法令等の改正により、新たに規定されることとなった事項等については、その実施状況・対応状況等についての確認を行うものとする。

第2 重点事項

指導監査における重点事項は次の事項とする。

- 1 ノロウイルスやインフルエンザウイルス、新型コロナウイルスなどによる感染症や食中毒を予防するため、日常の手洗いの励行、マスク着用による飛沫感染防止、加熱が必要な食品の十分な加熱など、適切な対策を講じていること。
また、ワクチン接種が有効な感染症では、施設入所者に対し流行前のワクチン接種について、積極的に機会を提供すること。
- 2 火災やサービス提供中の事故を未然に防止するため、サービス利用者の行動等を十分把握の上、避難経路の確認や消防設備の日常点検を行うとともに、消防計画の作成・届出や定期的な避難訓練を実施するなど、適切な措置を講じていること。
- 3 地震や津波、風水害等自然災害に対処する計画を作成、又は消防計画に記載し、職員の役割分担、避難場所や避難経路等避難誘導に関する事項について具体的に定め、津波等を想定した避難訓練を実施するなど、適切な措置を講じること。
- 4 洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある施設について、危険箇所を把握・点検の上、避難確保計画等の具体的計画を策定し従業者に周知が図られているとともに、関係機関との通報連携体制が整備され定期的に避難訓練を実施するなど、適切な措置を講じていること。
- 5 入所者預り金の適正な管理を行っていること。
- 6 不正経理防止のため、内部牽制体制の確立など適正な経理事務が行われ、規律の保持及び意識啓発のための研修等を積極的に行っていること。
- 7 体罰や虐待など人権侵害に係る不祥事の発生防止について、研修等職員の資質向上に努めるとともに、未然防止策が図られていること。
- 8 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じていること。
- 9 個人情報適正に保護されていること。
- 10 平成28年及び平成29年に施行された改正後社会福祉法に基づく運営体制が確保されていること。